

第6章

政府の支援策

農山漁村体験活動の実施に向けた財政面の支援

子供の農山漁村体験活動の充実・推進に向けては、その活動経費を対象に、内閣府や

地方創生推進交付金	
省庁名	内閣府
目的	地方創生の充実強化に向けた支援
対象団体	都道府県、市町村
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> 地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>4泊5日以上（初年度は3泊4日でも可）の、子供の農山漁村体験活動※及び関連して一体として取り組む地方創生に資する活動が対象となり得る。</p> <p>※ 学校教育において行われるもの</p> <p>※ 農山漁村その他の豊かな自然環境を有する地域に滞在し、地域の住民と交流し、自然体験活動、農林漁業の体験を行う活動、地域の伝統文化に触れる活動等を行うもの。</p> </div>
他の要件など	<ul style="list-style-type: none"> KPIの設定、PDCAサイクルの組込みが必要 対象となる事業は、自立性、官民共同、地域間連携、政策間連携の先導性要素を備える必要
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 上記事業に要する経費のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童生徒の参加費 ✓ 委託費 ✓ 外部人材招聘経費 ✓ 研修費 ✓ 会議費 ✓ 備品費 等 ※ 他の国庫補助事業の給付を受けていないものが対象
補助率	1 / 2
地方財政措置	<ul style="list-style-type: none"> 1 / 2 の地方負担については、地方財政措置の対象

地方創生推進交付金： <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>

文部科学省、総務省等が連携して、財政面での支援に取り組んでいます。

健全育成のための体験活動推進事業	【参考】地方財政措置 (令和元年度特別交付税措置)
文部科学省	総務省
様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起	—
都道府県、市町村	都道府県、市町村 (受入側、送り側)
<ul style="list-style-type: none"> 小・中・高校が行う2泊3日以上 の宿泊体験活動 教育委員会等が学校への導入を前提に希望者を募って行う1泊2日以上 の夏休み等の農山漁村等体験活動 	<ul style="list-style-type: none"> 次の①～③の要件をいずれも満たす「子ども農山漁村交流プロジェクト」※を対象とする。 ① 学校教育活動又は社会教育活動（地方公共団体が主体となって実施したものに限り）の一環として実施されるものであること。 ② 子どもが受入地域の住民と接触する機会が確保されていること。 ③ 子どもが受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること。 <p>※ 「子供の農山漁村体験活動（通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」）における特別交付税措置等について（通知）」（平成31年3月27日付け総行人第14号各都道府県担当部長あて総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室長通知）に従って実施した事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書の提出 教育委員会が承認した活動計画書 児童生徒へのアンケート調査 事業報告書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 事前申請等は不要
<ul style="list-style-type: none"> 事前調査・打合せ旅費 借料及び損料（宿泊費、バス借上げ費、船室借上料等） 体験活動での児童生徒の指導や支援、活動のコーディネート人材への謝金 傷害保険等 消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費 雑役務費（施設入館料、体験活動料、手数料等） 委託費 上記に係る市町村への間接補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 推進協議会（都道府県及び市町村）の運営に要する経費 地域協議会（受入側及び送り側）の運営に要する経費 小学校及び中学校の集団宿泊活動に要する経費
1 / 3	措置率：0.5
<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助負担事業の地方負担分については、特別交付税措置の対象 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 普通交付税の単位費用として 計上されるものは、非対象 </div> 	—

健全育成のための体験活動推進事業：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360813.htm

地方財政措置（令和元年度特別交付税措置）：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kodomo.html

健全育成のための体験活動推進事業 補助金交付事例

	体験活動の概要	事業費総額 (万円)	補助率
事例 1	<ul style="list-style-type: none"> 小学校5年生（8校、370名）が、東京都内から群馬県嬭恋村での2泊3日の体験交流を実施。 体験内容は、牧場でのバター作り体験、農地での農作業体験、農園でのリンゴ狩りのほか、郷土資料館での嬭恋村の歴史学習等を実施。 	2,087	1 / 3 (8校分)
事例 2	<ul style="list-style-type: none"> 中学校1年生（127名）が、東京都内から新潟県十日町市での4泊5日の体験交流を実施。 体験内容は、田植え体験、農家体験（野菜の収穫と出荷、畑作り、農機具の手入れ、等）、伝統料理作り体験などを実施。 	677	1 / 3
事例 3	<ul style="list-style-type: none"> 中学校1年生（20名）が、山口県の間部から同県の沿岸部での2泊3日の体験交流を実施。 体験内容は、民泊受入家庭において準備・計画された、波止場釣り体験、魚さばき体験、漁船航海体験、海岸清掃体験等を実施。 	18	1 / 3

【参考】 補助金交付までのスケジュール（平成30年度 例）

下記は平成30年度の例であり、スケジュールは年によって変更があり得る点に留意が必要です。

